

令和8年度いじめ防止基本方針

糸島市立長糸小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第二条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには、様々な特質があり、以下の項目は、教職員がもつべきいじめの問題についての基本的な認識である。

- ① いじめとは、どの児童にもどの学級でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、加害者の生活背景にも配慮して指導する必要がある。

いじめの問題は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたづら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校内外での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけではなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題(例えば、無秩序性、閉鎖性、絶対的な支配性等)により、「聴衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることも必要である。

2 いじめ防止等の対策のための施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に 応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の設置・開催

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(以下、SC、SSW という)等からなる、いじめ防止等の対策のための校内いじめ問題対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(3) 教職員の研修

いじめ問題に関する教職員の資質向上のため、講師等を招聘し、いじめの問題に特化した研修会を少なくとも年1回は実施する。

(4) 職員会議・「子どもを見つめる会」

月に一度の職員会議、毎週金曜日実施の「子どもを見つめる会」において、配慮を要する児童の現状や指導・支援について、全教職員で共通理解を図る。

(5) いじめの未然防止・早期発見

(教職員)

ア 児童一人一人との信頼関係を育み、共感的な人間関係づくりを進める。

イ 誰一人取り残さない授業づくりや学校行事の工夫を進めるとともに、命の大切さや規範意識を学ぶ道徳の時間の充実や特別活動を通してのよりよい集団の在り方及び人権についての学習を学校生活全般において行う。

ウ 教師全員が授業研修を行い、相互の授業や児童の様子を参観し合う機会を設ける。

エ チャイムを守って行動することや授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聴き方の指導等の学習規律の指導、学校のきまりを守ることの指導を共通認識し、共通実践する。

オ 教師の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、教師相互が言い合える雰囲気や機会を重視する。

カ 学校だよりでの啓発、保護者集会(学年集会、PTA 研修会等)の機会を捉えた啓発を行い、保護者の理解と協力を得て連携して取り組む。

キ 保護者との信頼関係を築き、保護者からの相談には、家庭訪問や面談等により、迅速かつ誠実な対応に努める。

ク 必要に応じて、教育委員会、子ども課、SC、SSW 等の関係機関と連携して課題解決に臨む。

(児童)

ア 「みんなちがってみんないい」の価値観のもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心と態度を身に付ける。

イ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめの問題を起さず、いじめの問題を解決するような自ら活動できる集団をめざす。

ウ 人の役に立っていると感じ取ることができる有用感や困難を乗り越えることができる力を身に付け、自己肯定感を高める。

エ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ていただけで、自分には非はない」「些細の嫌がらせや意地悪だ」等の考えは誤りであることを学ぶ。

(保護者・地域)

ア あいさつや地域での活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。

イ より多くの大人と関わる中で、いじめ問題の未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の活動や取組等への参加を促す。

ウ 学校への連絡・相談を遠慮なくすることが、いじめ問題の未然防止や早期発見につながることを理解する。

①学級経営の充実

○ 積極的な生徒指導に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもつことができる授業を実践する。

②道徳教育及び体験活動の充実

○ 常に相手を意識し行動できる思いやりの心と規範意識及び粘り強く取り組むたくましい心を育む。

○ 全ての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神を育む。

③相談体制の整備

○ 年1回のQU調査結果の考察から対策を考え、職員会議や校内研修で共通理解を図る。

○ 各種アンケートの結果、相談ポストの活用を通して、学級担任による教育相談を行い、児童理解に努める。

○ SC.SSW等の専門機関との連携の充実を図る。

④児童の主体的な活動の推進(児童会活動の充実)

○ 望ましい人間関係づくりをめざして、縦割り活動等を推進する。

⑤インターネット等を通じて行われるいじめ防止の啓発

○ 専門機関の講師を招く等して、情報モラル教育の充実を図る。

○ 「保護者と共に学ぶ規範意識育成事業」を通して、啓発に努める。

○ SNSの使い方に関する注意事項を記したリーフレットの作成・配付を通して、啓発に努める。

⑥連携協力体制の整備

○ 学校運営協議会において、いじめ防止の取組等について報告・協議を行い、取組の評価・改善に努める。

○ 保幼小連絡会、校区事業等を通じて、保幼小中間の情報共有に努める。

(6) いじめの問題の早期発見の取組

① いじめの問題につながる行為を見逃さず、常に教職員間で情報の共有を図る。

② 月1回のいじめ等学校生活アンケート(そのうち3回は無記名アンケート)、年2回の保護者アンケートを実施し、実態の把握に努める。

③ 定期的に教育相談を実施し、実態の把握に努める。

④ 学校生活全般を通じた児童の様子の観察、個人ノートや日記等の内容から実態を把握する。

⑤ 保護者との連携を通して、情報の把握に努める。

⑥ 生徒指導推進委員会を開催し、情報の収集に努める。

(7) いじめの問題への対処の取組

- ① いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保し、校長(管理職)に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ問題対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ 被害児童のケアは、養護教諭や専門機関と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童とも保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭との連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認より判明した情報は適切に提供する。いじめを止め、再発を防ぐために、いじめを行った児童の行為には毅然とした指導とその保護者への助言を継続的に行うとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対しても、継続的な支援を行う。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童に対していじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において教育を受けられるようにするために、必要な措置をとる。また、SC や SSW 等と連携を図りながら、心のケアを行う。
- ⑥ 関係保護者間との連絡・相談を密に行い、事実に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑧ 校長は、児童がいじめを行っている場合に、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えることができる。出席停止等の懲戒処分は、本人の懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けるものである。

いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(8) 重大事態への対処

ア 重大事態の意味及び学校による調査

次の場合は重大事態としてその対処を速やかに行う。

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
(不登校の定義をふまえ年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、糸島市教育委員会又は学校の判断により調査に着手する。)

※ 児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

① 重大事態の報告

- 重大事態であると判断した場合、ただちに糸島市教育委員会を通して、市長へ報告する。

② 調査を行う組織の設置

○ 教育委員会と協議の上、「学校いじめ問題対策委員会」を母体とし、当該調査の公平性・中立性を確保するために、外部の専門機関からの推薦等により、当該重大事態事案の状況に応じて、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係と直接の人間関係又は特別の権利を有しない者(第三者)で組織する。

③ 事実確認のための調査

○ 当該重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、積極的に資料を提供する。

○ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合は、当該児童や情報を提供した児童を守ることを最優先した調査を実施する。

○ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

イ 調査結果の提供及び、報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

○ いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査で明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

○ 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮するとともに、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期等についての指導を受けた上で行う。

② 調査結果の報告

○ 調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。

○ 上記①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(9) 関係機関との連携

ア 糸島市教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合は、速やかに糸島市教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けるようにする。

イ 糸島警察署との連携

学校でのいじめが暴行行為や恐喝など、犯罪と認められる事案については、早期に糸島警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。また、児童の生命・身体の安全、財産が脅かされる場合には、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

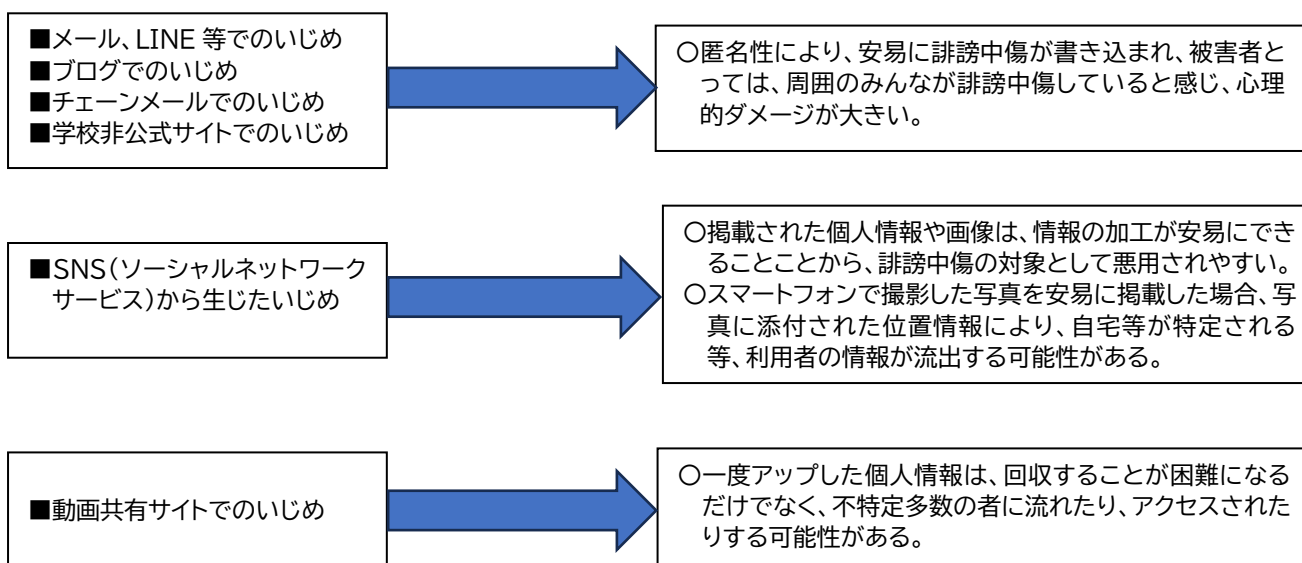
ウ 地域等その他関係機関との連携

いじめた児童の背景に、児童の非行や家庭のかかえる困難さなど様々な要因も考えられることから、民生委員・児童委員等やこども課・児童相談所の協力を得ながら対応する。

3 ネット上のいじめの問題への対応

ネット上のいじめの問題の未然防止には、インターネットの特殊性による危険性を十分に把握した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図るとともに、タブレット使用時のきまりを指導することが重要である。また、早期発見には、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。児童のタブレットやPCや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対処する。



保護者への啓発

- ◇学校のきまりの遵守、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携・協力し、学校と家庭の双方で指導を行うことが大切である。
- ◇児童のPCやスマートフォンを第一義的に管理するのは保護者であり、フィルタリングだけではなく、危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に所持する必要性について検討すること
- ◇ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、認識すること
- ◇早期発見の観点から、メールを見た時の子どもの表情の変化等の小さな変化に躊躇なく問かけ、即座に学校に連絡すること

4 いじめ防止等の推進体制

